

平成 24 年度 決算に係る
定期監査調書

平成 25 年 7月

東部総合事務所福祉保健局

[組織改正に伴い業務を引き継いだ機関
東部福祉保健事務所]

目 次

1	前年度指摘事項等に対する措置等.....	1
(1)	指摘事項	
(2)	監査意見	
2	前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項に対する処理状況.....	1
3	組織及び業務調べ.....	1
4	職員の定員、現員調べ.....	2
5	役付職員の調べ.....	2
6	主な事業に関する調べ.....	3
7	収入証紙取扱額調べ.....	7
8	収入事務処理状況調べ.....	9
(1)	分担金及び負担金	
(2)	使用料	
(3)	手数料	
(4)	財産収入	
(5)	諸収入	
(6)	現金の取扱状況	
9	収入未済額調べ.....	12
10	未収金回収促進のための取り組み状況調べ.....	14
11	不納欠損額調べ.....	15
12	負担金、補助金、交付金及び委託料支出状況調べ.....	16
(1)	負担金	
(2)	補助金	
(3)	交付金	
(4)	委託料	
13	工事請負費調べ.....	22
14	財産に関する調べ.....	22
(1)	公有財産	
(2)	金券類の受払状況	
(3)	債権	
15	財産の貸付及び使用許可調べ.....	24
(1)	土地及び建物	
(2)	物品	
16	借受不動産明細調べ.....	25
17	職員住宅及び職員駐車場の管理状況調べ.....	25
(1)	職員住宅	
(2)	職員駐車場	
18	自動車（二輪を除く）の管理状況調べ.....	26
19	寄附物件の受納状況調べ.....	26
20	備品の処分状況調べ.....	26
21	現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ.....	26
【福祉保健事務所共通個別事項】		
22	介護保険・介護サービス事業の状況.....	27
23	障害福祉サービス事業の状況.....	29
24	心と女性に関する相談状況（心と女性の相談室対応分を含む。）....	30

25	障がい者福祉の状況	3 0
26	児童福祉の状況	3 2
27	母子及び寡婦福祉業務の状況	3 2
28	生活保護業務	3 5
29	社会福祉法人等に対する指導監査の状況	3 5
30	健康に関する事業の実施状況	3 6
31	医療施設等の検査等の状況	3 9
32	感染症等に関する業務の状況	4 1
33	原爆被爆者健康手帳交付者及び手当受給者の状況	4 2
34	難病患者の状況	4 2
35	身体障害者更生相談所に係る定期相談等の実施状況	4 3
36	身体障害者更生相談所に係る相談内容及び判定の状況	4 3
37	知的障害者更生相談所に係る障害程度別の相談状況	4 3
38	知的障害者更生相談所に係る相談内容及び判定の状況	4 3
39	意見、要望等	4 3

1 前年度指摘事項等に対する措置等

(1) 指摘事項 該当なし

(2) 監査意見 該当なし

2 前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項（口頭指摘を含む。）に対する処理状況 該当なし

3 組織及び業務調べ

局（所）名	課名	係（班）名	課の主な所掌事務
東部福祉保健事務所	福祉企画課	企画総務担当	会計、庶務、庁舎管理、民生・児童委員の活動支援、統計調査、災害救助法関係、母子及び寡婦福祉資金貸付・償還、子育て王国推進事業
		指導支援担当	福祉サービス事業所指定業務（介護保険、障害福祉サービス等）、福祉サービス事業所指導監査業務（介護保険、障害福祉サービス、児童福祉等）、市町社会福祉協議会指導支援、地域包括支援センター指導支援、保育所補助金、保育所等届出受理等、とつり支え愛体制づくり事業
	障がい者支援課	障がい者支援担当	身体障がい者福祉、知的障がい者福祉、身体障がい者手帳、療育手帳、補装具の判定・相談、自立支援医療（更生医療）判定・市町に対する身体及び知的障がい者福祉に関する専門的技術支援、市町地域自立支援協議会、発達障がい者支援、障がい者の虐待防止・権利擁護
		精神保健担当	精神保健福祉、精神保健福祉手帳、精神障害者地域移行・地域定着支援事業、ひきこもり対策、アルコール・薬物依存相談、自立支援医療（精神通院医療）事務、高次脳機能障がい者支援、自殺予防対策
	健康支援課	医薬・疾病対策担当	医事、薬事、献血推進、地域保健医療計画の推進の予備進捗管理、医療安全相談、医師・看護師等免許、薬物乱用防止普及啓発、災害用備蓄医薬品等の管理、感染症対策、健康危機管理・災害時医療救護、エイズ予防、ハンセン病対策、原爆被爆者医療、難病対策、特定疾患治療研究事業、肝炎治療特別促進事業、石綿健康被害救済給付事業
		がん対策・健康づくり支援担当	がん対策事業、認知症対策、糖尿病対策、思春期健康問題プロジェクト事業、健康づくり文化創造事業、食育地域ネットワーク強化事業、健口食育プロジェクト事業、介護予防、地域リハビリテーション、地域保健、健康増進、母子保健、歯科保健、女性の健康づくり、栄養改善、小児慢性特定疾患治療研究事業

4 職員の定員、現員調べ

(平成25年4月1日現在)

区分 種別	事務職員		技術職員		現業職員		計		備考
	当該 年 度	24.4.1 現 在	当該 年 度	24.4.1 現 在	当該 年 度	24.4.1 現 在	当該 年 度	24.4.1 現 在	
定 員	23	23	21	21	1	1	45	45	
現 員	(2) 27	(1) 30	(2) 22	(7) 22	() 2	() 1	(4) 51	(8) 53	当該年度育休中4名を含む
過不足(△)	4	7	1	1	1	0	6	8	
臨時職員	1	1	1	0	0	0	2	1	
非常勤職員	8	8	3	3	0	0	11	11	事務6、母子寡婦福祉資金貸付金償還協力員2、技術1(看護師)、嘱託医師2

5 役付職員の調べ

(平成25年7月1日現在)

職 名	氏 名	在 職 期 間	備 考
福祉保健事務所長	前嶋成樹	年 月 2 3	(当局在職 4年 1月)
副所長 (兼)福祉企画課長	瀧谷正広		出納員
副所長 (兼)保健所長	長井 大	6 11	
福祉企画課 課長補佐	石本昭雄	1 3	(当局在職 3年 3月)
企画総務担当課長補佐	井上喜一郎	2 3	
障がい者支援課長	木下直子		3
障がい者支援課 課長補佐	大下早苗		3
健康支援課長	梶川敦子	1 3	
健康支援課 課長補佐	大西重任		3
医薬・疾患対策担当課長補佐	山本節子		3
医薬担当課長補佐	西田秋美		3
がん対策・健康づくり 支援担当課長補佐	酒嶋里美	1 3	(当局在職 7年 3月)

6 主な事業に関する調べ

事 業 名	概 要																																												
1 福祉サービス事業所の指導監査 決算額 一 千円	<p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>(ア) 目的 高齢者、障がい者、児童に対する良質な福祉サービスの提供を確保するため、各種福祉サービス事業所に対する法令に基づいた指導監査の充実・強化を図る。</p> <p>(イ) 事業の実施状況 東部圏域の福祉サービス事業所を対象に実地指導、集団指導、書面監査を実施した。</p> <p>【主な事業所の実施結果（実地指導）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">全 数</th> <th colspan="5">H24実地指導</th> </tr> <tr> <th>法人</th> <th>事業所</th> <th>サービス</th> <th>法人</th> <th>事業所 (a)</th> <th>サービ ス</th> <th>適正 事業 所 (b)</th> <th>適正割合 (b/a)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護保険事業所</td> <td>118</td> <td>189</td> <td>552</td> <td>42</td> <td>55</td> <td>93</td> <td>15</td> <td>27.3%</td> </tr> <tr> <td>障害福祉サービス事業所</td> <td>89</td> <td>123</td> <td>193</td> <td>37</td> <td>44</td> <td>82</td> <td>7</td> <td>15.9%</td> </tr> <tr> <td>認可保育所</td> <td>14</td> <td>66</td> <td>66</td> <td>8</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>7</td> <td>38.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 平成24年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点</p> <p>(ア) 事前指導の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事業所新規開設申請の際の、きめ細やかな事前相談・指導（随時） 新規参入事業者に対し、適正運営のために必要な注意事項、重要事項を指導することにより事業開始時点からの適正な運営及びトラブルの防止を図った。 ②前年度指導監査結果の全事業者への通知（4月下旬～5月上旬） 前年度指導監査における文書指摘及び口頭指導とした不適正事案を例示することにより各事業所に対するけん制効果を図った。 <p>平成24年度からは、従来から行っていた介護保険サービス以外の事業者に対しても通知を行うこととした。また、間違えやすい事例なども盛り込み内容を充実させることで、事業所における適正運営のためのテキスト的役割となるような内容とした。</p> <p>(イ) 指導監査の充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ①実地指導の実施計画 <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険サービス事業者 3年間で全法人（24年度から改正、従前6年間で全事業所） ・障害者福祉サービス事業者 3年に1回 ・児童福祉施設 私立：2年に1回、公立：3年に1回 ・このほか、開設・移行間もない事業者、前年度指摘事項が多かった事業者、指導監査が必要と認められる事業者を実地指導対象事業者とした。 ・法改正等に対応できていない事業者が多いため、実地指導の前に集団指導を組み込んだ。 ②実地指導の早期実施 <ul style="list-style-type: none"> ・早期（年度当初）に指導監査計画を策定し、可能な限り早期に着手して改善指導等のアフターフォローに取り組むことで指導監査体制の強化を図った。 ③チェックシートを活用した集団指導（年2回） <ul style="list-style-type: none"> ・説明指導のみでなく、事業所が自主点検したチェックシート等を採点することで事業者の理解度を測り、個別に指導を行うことで事業者の理解度を高めた。 ④不適正な運営が目立つ事業者への対応（前年度文書指摘が多かった事業者等） <ul style="list-style-type: none"> ・指摘事項に関する改善状況の確認を行うため、適宜アフターフォローを実施した。（随時） ・改善が見られない特に悪質な事業者については、改善が図られるまで毎年実地指導の対象とし、必要な場合は監査を実施するなど、行政処分を見据えた指導を継続的に行った。 ⑤指導監査実施職員の資質向上（介護保険サービス、障がい福祉サービスで強化） <ul style="list-style-type: none"> ・（行政処分を見据えた）実効性のある指導を行うため、市町村（保険者）及び本庁等の関係機関と連携した指導監査体制の確立を図るとともに、監査の方法や監査における課題別にテーマを設定した研修会を実施するなど、担当職員全体のスキルアップを図り、指導を強化した。 ・関係市町村（保険者）との連携による合同指導監査及び介護保険サービス担当と障害福祉サービス担当との連携を図り、指導を強化した。 	区 分	全 数			H24実地指導					法人	事業所	サービス	法人	事業所 (a)	サービ ス	適正 事業 所 (b)	適正割合 (b/a)	介護保険事業所	118	189	552	42	55	93	15	27.3%	障害福祉サービス事業所	89	123	193	37	44	82	7	15.9%	認可保育所	14	66	66	8	18	18	7	38.9%
区 分	全 数			H24実地指導																																									
	法人	事業所	サービス	法人	事業所 (a)	サービ ス	適正 事業 所 (b)	適正割合 (b/a)																																					
介護保険事業所	118	189	552	42	55	93	15	27.3%																																					
障害福祉サービス事業所	89	123	193	37	44	82	7	15.9%																																					
認可保育所	14	66	66	8	18	18	7	38.9%																																					

ウ 成 果

新規開設及び更新時に行う事前指導や、集団指導における指導内容の一層の充実を図ることに加え、定期的な実地指導及びアフターフォロー（再度の調査・指導）を行うことにより、事業所管理者及び職員の適正運営に対する意識の醸成が徐々に図られている。

担当職員のスキルアップにより詳細に調査することが可能となり、更なる指導強化を図ることができた。

エ 課 題

定期的な指導監査及び事前指導、集団指導などの実施により、徐々に適正事業所の割合も増加しているところである。

しかし、建設業など他業種からの転換などによる新規事業所の増加、及び平成23年度における西部管内での2件の事業所指定取消処分もあったことから、法令・基準遵守について一層の指導を行うことが必要となっている。

平成24年度において、連携・協働による指導監査の方法の見直し及び体制の強化を図ったところであるが、実効性のある指導を行うため、本庁、中・西部、圏域市町との協働や情報共有などによる連携により、指導監査体制の確立を行うとともに、専門分野についての研修等により、更なる職員のスキルアップを図る必要がある。

事業名	概要																		
2 自殺対策事業 決算(見込)額 3,573千円 (財源内訳) 国庫支出金 0円 一般財源 0円 その他 3,573千円 ○政策項目 Ⅲ暮らしに安心 9 自殺対策推進	<p>ア 目的及び事業の実施状況 (ア) 目的 自殺を防止して自殺者数を減らすため、市町、関係機関と連携して自殺を防ぐための相談体制の整備及び充実を図るとともに、県民一人一人が心の健康に关心をもち、相互に支え合う地域の取り組みを促進する。 (イ) 事業の実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>取り組み内容</th><th>実績</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">相談体制整備及び人材育成</td><td>○ゲートキーパー研修 (※) 対象:弁護士会、司法書士会、薬剤師会、企業人事担当者等</td><td>8回(延211名)</td></tr> <tr> <td>○心の健康とくらしの法律相談(県立図書館・ハローワーク) 対象:県民 担当:弁護士、司法書士、保健師</td><td>年4回 健康相談:延10名 法律相談:延14名</td></tr> <tr> <td>○関係機関連携会議 ・相談窓口担当者連絡会・市町自殺対策担当者会</td><td>連絡会:1回 担当者会:2回</td></tr> <tr> <td rowspan="2">普及啓発</td><td>○自殺予防講演会(市町と共に) 場所:県立博物館 対象:県民、関係機関 <講演>『アルコール問題とうつ・自殺～働き盛りの自殺予防のために～』 講師:自殺予防総合対策センター副センター長 松本俊彦氏 その他:おんがく紙芝居、ストレスチェック、パネル展示等</td><td>H25.3月 参加者:175人</td></tr> <tr> <td>○キャンペーン 街頭キャンペーン:イオン鳥取北店で実施(啓発物配布、パネル展示、ストレスチェック等) 町と共にキャンペーン:岩美町、智頭町で実施(講演ライブ、おんがく紙芝居、人形劇、ストレスチェック、パネル展示等)</td><td>自殺予防週間(9月)、 自殺対策強化月間(3月) に各1回 自殺対策強化月間に2町で開催</td></tr> <tr> <td>地域づくりの支援</td><td>○岩美町の1地区を選定し、地区公民館役員への研修や住民への普及啓発を実施。</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(※) 目的:地域や様々な分野(医療・保健・福祉・労働・教育等)における相談支援活動の中で、自殺のサインに気づき、見守り、必要に応じて関係する専門相談機関へつなぐなどの役割を担える人材(ゲートキーパー)を養成する。</p> <p>イ 平成24年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハイリスク対象者と関わる機会の多い機関は局、身近な住民(民生委員や老人クラブ等)は市町が実施することを意識し、役割分担してゲートキーパー研修に取り組んだ。 ・心の健康と暮らしの法律相談会を予約制とし、相談者の待ち時間短縮による負担軽減を図った。 ・自殺予防講演会は自殺との因果関係が指摘されている「アルコール問題」を取り上げ、アルコールとの上手なつきあい方等を学ぶ機会とした。 ・キャンペーンの幅を広げて、市内にとどまらず町のキャンペーンを共催で実施した。 <p>ウ 成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハイリスク対象者と関わる機会が多い機関の中で、ハローワークだけではなく、今年度初めて弁護士会、薬剤師会等も対象としたゲートキーパー研修を実施したことは、支援者の拡大につながった。 ・自殺予防講演会の題材をうつ病と「アルコール問題」にしたことで、参加者からは「身近で分かりやすい内容だった、知らなかったので勉強になった」等の声が聞かれ、啓発のよい機会となつた。 ・「おんがく紙芝居」や「人形劇(てっぽんかっぽん)」を活用した啓発を行つたことで、「わかりやすかった」という声が多く聞かれた。 ・新たな取組みとして町でのキャンペーンを共催で実施することで各市町の特徴や意向を活かした内容となり、より身近な啓発となつた。 <p>エ 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺者が依然として多い働き盛り層の対策として、今後も関係機関からの状況把握を行うとともに、ゲートキーパー研修を継続し人材育成に努めていく。 ・近年自殺者が増加している若年層の対策として、若者に関わる関係機関への訪問調査や情報収集を行うなど、関係機関等との連携した取組を進める必要がある。 ・市町自殺対策担当者会・相談窓口担当者連絡会において情報共有等を行い、各機関の連携強化を行うとともに、相談体制の充実を図ることが必要。 	項目	取り組み内容	実績	相談体制整備及び人材育成	○ゲートキーパー研修 (※) 対象:弁護士会、司法書士会、薬剤師会、企業人事担当者等	8回(延211名)	○心の健康とくらしの法律相談(県立図書館・ハローワーク) 対象:県民 担当:弁護士、司法書士、保健師	年4回 健康相談:延10名 法律相談:延14名	○関係機関連携会議 ・相談窓口担当者連絡会・市町自殺対策担当者会	連絡会:1回 担当者会:2回	普及啓発	○自殺予防講演会(市町と共に) 場所:県立博物館 対象:県民、関係機関 <講演>『アルコール問題とうつ・自殺～働き盛りの自殺予防のために～』 講師:自殺予防総合対策センター副センター長 松本俊彦氏 その他:おんがく紙芝居、ストレスチェック、パネル展示等	H25.3月 参加者:175人	○キャンペーン 街頭キャンペーン:イオン鳥取北店で実施(啓発物配布、パネル展示、ストレスチェック等) 町と共にキャンペーン:岩美町、智頭町で実施(講演ライブ、おんがく紙芝居、人形劇、ストレスチェック、パネル展示等)	自殺予防週間(9月)、 自殺対策強化月間(3月) に各1回 自殺対策強化月間に2町で開催	地域づくりの支援	○岩美町の1地区を選定し、地区公民館役員への研修や住民への普及啓発を実施。	
項目	取り組み内容	実績																	
相談体制整備及び人材育成	○ゲートキーパー研修 (※) 対象:弁護士会、司法書士会、薬剤師会、企業人事担当者等	8回(延211名)																	
	○心の健康とくらしの法律相談(県立図書館・ハローワーク) 対象:県民 担当:弁護士、司法書士、保健師	年4回 健康相談:延10名 法律相談:延14名																	
	○関係機関連携会議 ・相談窓口担当者連絡会・市町自殺対策担当者会	連絡会:1回 担当者会:2回																	
普及啓発	○自殺予防講演会(市町と共に) 場所:県立博物館 対象:県民、関係機関 <講演>『アルコール問題とうつ・自殺～働き盛りの自殺予防のために～』 講師:自殺予防総合対策センター副センター長 松本俊彦氏 その他:おんがく紙芝居、ストレスチェック、パネル展示等	H25.3月 参加者:175人																	
	○キャンペーン 街頭キャンペーン:イオン鳥取北店で実施(啓発物配布、パネル展示、ストレスチェック等) 町と共にキャンペーン:岩美町、智頭町で実施(講演ライブ、おんがく紙芝居、人形劇、ストレスチェック、パネル展示等)	自殺予防週間(9月)、 自殺対策強化月間(3月) に各1回 自殺対策強化月間に2町で開催																	
地域づくりの支援	○岩美町の1地区を選定し、地区公民館役員への研修や住民への普及啓発を実施。																		

事業名	概要																	
地域のがん対策 推進事業	<p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>(ア) 目的 鳥取県の死亡者の3割を占め、年々増加傾向にあるがんについて、市町及び関係機関と連携し「がん予防」及び「がんの早期発見」のため、普及啓発等を推進する。</p>																	
決算(見込)額 315千円	<p>(イ) 事業の実施状況</p> <p>① 普及啓発の強化</p> <p>a 出張がん予防教室の実施（小中学校3回、事業所等7回）</p> <p>b 健康づくり応援施設（禁煙）の認定拡大と認定施設との連携</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">昨年度末 認定数</th> <th colspan="2">平成24年度</th> <th rowspan="2">累計</th> </tr> <tr> <th>新規認定数</th> <th>取消数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康づくり応援施設（禁煙）</td> <td>356</td> <td>37</td> <td>1</td> <td>392</td> </tr> <tr> <td>うち飲食店（再掲）</td> <td>60</td> <td>10</td> <td>0</td> <td>70</td> </tr> </tbody> </table> <p>c 女性特有のがん及び大腸がんを重点とした普及啓発の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大腸がん検診推進キャンペーンの開催 ・市町及び関係機関と連携を図りながら効果的な啓発物を作成・配布 ・東部圏域がん検診推進キャラクター「イカーラ」の作成 <p>d 職域との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん検診推進パートナー企業の認定拡大と認定企業との連携 (新規認定42事業所、累計認定企業数60事業所) ・企業の関係団体と連携した普及啓発 <p>② 東部圏域がん対策推進のための会議等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村担当者会の開催（6月、8月、1月） ・がん対策推進会議開催（3月） <p>イ 平成24年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点</p> <p>(ア) 小・中学校、企業を対象として出張がん予防教室を実施するとともに、若い世代からのがん予防が必要と考え、多くの学校で取り組んでいただけたよう中学校養護教諭部会、県立高校養護教諭研究会で説明を行った。</p> <p>(イ) 精密検査受診率の低い大腸がん検診推進のため、NPO法人「ブレイブサークル」（企業や行政・団体と連携しながら大腸がん検診の受診を呼びかける公益活動を推進するNPO法人）や市町と連携してイオン鳥取北店にてキャンペーンを実施した。</p> <p>(ウ) がん対策推進会議では、新たに企業の代表に出席を依頼し、検診を受ける側の意見を聞くこととした。</p>	区分	昨年度末 認定数	平成24年度		累計	新規認定数	取消数	健康づくり応援施設（禁煙）	356	37	1	392	うち飲食店（再掲）	60	10	0	70
区分	昨年度末 認定数			平成24年度			累計											
		新規認定数	取消数															
健康づくり応援施設（禁煙）	356	37	1	392														
うち飲食店（再掲）	60	10	0	70														
○ 将来ビジョン Ⅴ ささえ合う (4) 「あんしん医療体制」構築と「健康づくり文化」の創造																		
○ 政策項目 Ⅲ 暮らしに安心																		
6 がん対策の戦略的 推進																		
ウ 成果	<p>がん対策における「がん予防」及び「がんの早期発見」の普及啓発について、市町や職域等関係機関と連携を図りながらより一層の推進を図ることができた。</p> <p>(ア) 出張がん予防教室では、小・中学生ががんについて理解を深め、自身の予防のみならず、家族の予防、検診についても必要性を感じ、直接家族に働きかけるきっかけとなった。</p> <p>(イ) 大腸がん検診推進キャンペーンでは、クイズ、パネル展示等により、多くの県民に理解を深めていただくことができた。</p> <p>(ウ) がん対策推進会議では、企業の代表から、普及啓発の仕方について提言を得ることができた。</p> <p>(エ) がん検診の啓発を効果的に行えるよう、東部圏域がん検診推進キャラクター「イカーラ」を独自に作成した。また、成人式用の子宮がん検診啓発ちらしに早速掲載する等活用を図ることができた。</p> <p>(オ) 市町、職域との連携等により、健康づくり応援施設（禁煙）、がん検診推進パートナー企業の認定数が増加した。</p>																	
エ 課題	<p>東部圏域では、重点としている大腸がん・乳がん・子宮がんについて関係機関と連携して取り組みを推進しているが、単年度で効果が現れるものではない。今後は、新たに検診機関、職域等との連携を強化していくなど、継続した普及啓発等を推進していく必要がある。</p>																	

7 収入証紙取扱額調べ

(平成25年3月31日現在)

目	節	収入科目 細節	件数	単価	証紙はりつけ額	備考
民生手数料	社会福祉手数料	老人保健施設開設許可等手数料	1	円	64,000	
		介護老人施設開設許可申請	1	64,000	64,000	
		計(節)	1		64,000	
		目計	1		64,000	
衛生手数料		衛生事業許可等手数料計	573		4,632,500	
		【薬局】小計	14		172,000	
		薬局開設許可申請(50)	1	29,000	29,000	
		薬局開設許可更新申請(51)	13	11,000	143,000	
		【医薬品販売】小計	33		822,000	
		医薬品販売業許可(52)	26	29,000	754,000	
		医薬品販売業許可更新(53)	6	11,000	66,000	
		医薬品販売業許可証書換(65)	1	2,000	2,000	
		【医薬品製造】小計	28		472,000	
		医薬品等製造業許可証書換(65)	4	2,000	8,000	
		医療機器修理業許可申請(60)	1	71,000	71,000	
		医療機器修理業許可変更追加許可	1	17,700	17,700	
		高度管理医療器機等販売業・賃貸許可(55の4)	7	29,000	203,000	
		高度管理医療器機等販売業・賃貸業許可更新(55の5)	12	11,000	132,000	
		一般医療機器の製造管理等に係る適合性調査	1	28,700	28,700	
		高度管理医療器機等販売・賃貸許可証書換(65)	1	2,000	2,000	
		薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新(55の7)1(3)	1	4,000	4,000	
		薬局製造販売医薬品製造業許可更新(57の1)4	1	5,600	5,600	
		【配置】小計	26		179,500	
		配置販売身分証明	25	7,100	177,500	
		配置販売身分書換え	1	2,000	2,000	
		【毒物劇物】小計	68		610,500	
		製造登録変更	1	5,200	5,200	
		販売登録	2	14,700	29,400	
		販売登録更新	26	6,400	166,400	
		取扱責任者試験	39	10,500	409,500	
		【麻薬】小計	271		1,078,300	
		麻薬卸売	2	14,600	29,200	
		その他麻薬免許	269	3,900	1,049,100	

収入科目		件 数	単 価	証紙はりつけ額	備 考
目	節	細節			
衛生手数料		【覚醒剤】小計	3		34,500
		覚醒剤原料取扱者指定	3	11,500	34,500
		【大麻】小計	4		26,800
		大麻取扱者登録	4	6,700	26,800
		【販売従事者】	66		768,300
		登録販売者試験	46	14,000	644,000
		販売従事登録証再交付	3	2,900	8,700
		販売従事登録証書換え交付	1	2,000	2,000
		販売従事登録	16	7,100	113,600
		【受胎調節】小計	3		14,400
		受胎調節指定証	3	4,000	12,000
		受胎調節指定証訂正	1	2,400	2,400
		【病院・診療所・衛生検査所】小計	9		212,000
		診療所開設許可	7	18,000	126,000
		病院検査・施設使用許可	2	43,000	86,000
		【看護師】小計	48		242,200
		准看護師免許	34	5,600	190,400
		准看護師免許証書換交付	8	3,400	27,200
		准看護師免許証再交付	6	4,100	24,600
		栄養士免許等手数料計	56		254,800
		【栄養士】小計	56		254,800
		栄養士免許	31	5,600	173,600
		栄養士免許訂正	22	3,200	70,400
		栄養士免許証再交付	3	3,600	10,800
		節計	629		4,887,300
		目計	629		4,887,300
		合計	630		4,951,300

8 収入事務処理状況調べ

一般会計

(1) 分担金及び負担金

収入科目			件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令名等	備考
目	節	細節	件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令名等	備考
衛生費負担金	公衆衛生費負担金	母子衛生費負担金	64	1,322,400	1,255,900	0	66,500	母子保健法	
	計(節)		64	1,322,400	1,255,900	0	66,500		
	目計		64	1,322,400	1,255,900	0	66,500		
	合計		64	1,322,400	1,255,900	0	66,500		

(2) 使用料

収入科目			件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令名等	備考
目	節	細節	件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令名等	備考
行政財産使用料	行政財産使用料	会議室等使用料	7	242,043	242,043	0	0	鳥取県行政財産使用料条例	
	計(節)		7	242,043	242,043	0	0		
	目計		7	242,043	242,043	0	0		
	合計		7	242,043	242,043	0	0		

(3) 手数料

収入科目			件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令名等	備考
目	節	細節	件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令名等	備考
衛生手数料	衛生手数料	衛生試験検査手数料 衛生事業許可等手数料	38	21,290	21,290	0	0	円	円
		衛生手数料	1	18,000	18,000	0	0	0	鳥取県保健所条例
		米養土免許等手数料	16	10,340	10,340	0	0	0	
	計(節)		55	49,630	49,630	0	0		
	目計		55	49,630	49,630	0	0		
	合計		55	49,630	49,630	0	0		

(4)財産収入 該当なし

(5)諸収入
【一般会計】

収入科目			細節			件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令名等	備考	
目	節		目	節									
延滞金 延滞金加算金 及び過料	延滞金	母子衛生費負担金延滞金 平成23年度福祉・介護人材処遇改善助成金返還金延滞金	7	22,360	円	16,860	円	0	5,500	円			
		計(節)	1	1,200		1,200		0	0				
	目計		8	23,560	円	18,060	円	0	5,500	円			
		目計	8	23,560	円	18,060	円	0	5,500	円			
		平成21～24年度介護職員処遇改善交付金返還金 平成21～24年度福祉・介護人材処遇改善助成金返還金 緊急用備蓄ワクチン 出納員管理口座利息 公文書写し交付手数料 行政財産使用に係る電気料 計(節)	20	2,287,535	円	2,287,535	円	0	0	円	介護職員処遇改善交付金実施要領 福祉・介護人材処遇改善助成金交付事務処理要領		
	雑入	目計	6	831,558	円	831,558	円	0	0	円	0		
		6	32,065	円	32,065	円	0	0	円	0	金交付事務処理要領		
		2	3	3	円	3	円	0	0	円	0		
		25	1,070	円	1,070	円	0	0	円	0	情報公開条例		
		6	60,685	円	50,307	円	0	0	円	0	10,378		
		60	3,212,916	円	3,202,538	円	0	0	円	0	10,378		
		目計	60	3,212,916	円	3,202,538	円	0	0	円	0	10,378	
		合計	68	3,236,476	円	3,220,598	円	0	0	円	0	15,878	

【特別会計】

収入科目			細節			件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令名等	備考
目	節		目	節								
母子寡婦福祉資金貸付金元利收入	母子福祉資金貸付金元利收入	母子福祉資金貸付金元利收入	8,687	84,471,171	円	42,205,987	円	0	42,265,184	円	母子及び寡婦福祉法	
	寡婦福祉資金貸付金元利收入		470	6,139,524		1,826,572		0	4,312,952		母子及び寡婦福祉法	
	計(節)		9,157	90,610,695	円	44,032,559	円	0	46,578,136	円		
	目計		9,157	90,610,695	円	44,032,559	円	0	46,578,136	円		
	雑入	母子福祉資金貸付金雑入 寡婦福祉資金貸付金雑入	277	730,233	円	114,036	円	0	616,197	円	母子及び寡婦福祉法	違約金
		28	152,110	円	18,000	円	0	134,110	円	0	母子及び寡婦福祉法	違約金
		305	882,343	円	132,036	円	0	750,307	円	0		
		305	882,343	円	132,036	円	0	750,307	円	0		
		合計	9,462	91,493,038	円	44,164,595	円	0	47,328,443	円		

(6) 現金の取扱状況

ア 現金取扱状況

(平成25年3月31日現在)

(単位：円)

収入科目（節）	収入済額	備考
【一般会計】		
母子衛生費負担金	32,060	(母子衛生費負担金)
衛生手数料	29,210	(衛生試験検査手数料、衛生事業許可等手数料、栄養士免許等手数料)
延滞金	15,200	(母子衛生費負担金延滞金)
雜入	1,070	(公文書写し交付手数料)
一般会計計	77,540	
【母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計】		
母子福祉資金貸付金元利收入	5,304,692	母子福祉資金貸付償還金（元利）
寡婦福祉資金貸付金元利收入	285,744	寡婦福祉資金貸付償還金（元利）
母子福祉資金貸付金雜入	44,416	母子福祉資金貸付償還金（違約金）
寡婦福祉資金貸付金雜入	18,000	寡婦福祉資金貸付償還金（違約金）
特別会計計	5,652,852	
合 計	5,730,392	

(平成25年3月31日現在)

つり銭の有無	有	つり銭の額（円） (一般会計)	10,000
		つり銭の額（円） (母子・寡婦福祉資金貸付事業特別会計)	20,000

9 収入未済額調べ

(平成25年3月31日現在)

(単位:円)

区分			過年度				現年度				分			
収入科目	目	節	細節	前年度		左のうち		収入未済額の調定年度内訳		調定額	収入未済額	収入未済額(A+B)	未収理由	
				以前から繰越額	収入済額	不納損額	差引収入未済額(A)	21年度以前	22年度					
衛生費負担金	公衆衛生費母子衛生費負担金			34,600	20,400	0	14,200	14,200	0	0	1,287,800	1,235,500	52,300	66,500 経済状態が悪く、分割で支払中
	計(節)			34,600	20,400	0	14,200	14,200	0	0	1,287,800	1,235,500	52,300	66,500
	目 計			34,600	20,400	0	14,200	14,200	0	0	1,287,800	1,235,500	52,300	66,500
延滞金	母子衛生費負担金延滞金			15,990	13,990	0	2,000	2,000	0	0	6,370	2,870	3,500	5,500 経済状態が悪く、分割で支払中
	計(節)			15,990	13,990	0	2,000	2,000	0	0	6,370	2,870	3,500	5,500
	目 計			15,990	13,990	0	2,000	2,000	0	0	6,370	2,870	3,500	5,500
雑入	雑入 行政財産使用に係る電気料			0	0	0	0	0	0	0	3,212,916	3,202,538	10,378	誤調定
	計(節)			0	0	0	0	0	0	0	3,212,916	3,202,538	10,378	10,378
	目 計			0	0	0	0	0	0	0	3,212,916	3,202,538	10,378	10,378
合 計				50,590	34,390	0	16,200	16,200	0	0	4,507,086	4,440,908	66,178	82,378

9 収入未済額調べ

(平成25年3月31日現在)
(単位:円)

区分			過年度 分				現年度 分				収入未済計		未収理由	
収入科目	目	節	左のうち 収入未済額	不納 欠損額	差引収入 未済額 (A)	21年度 以前	22年度	23年度	調定額	収入済額	収入額 未済額 (B)	(A+B)		
母子寡婦福祉資金元利収入	母子福祉資金貸付金元利収入	母子福祉資金貸付金元利収入	40,233,943	6,961,250	0	33,272,693	26,442,997	3,192,211	3,637,485	44,237,228	35,244,737	8,992,491	42,265,184	訪問、電話等による督促を継続的に行つてないが、納入に至っていない。
	母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	4,374,803	470,309	0	3,904,494	3,767,864	11,800	124,830	1,764,721	1,356,263	408,458	4,312,952	訪問、電話等による督促を継続的に行つてないが、納入に至っていない。
	計(節)		44,608,746	7,431,559	0	37,177,187	30,210,861	3,204,011	3,762,315	46,001,949	36,601,000	9,400,949	46,578,136	
	目 計		44,608,746	7,431,559	0	37,177,187	30,210,861	3,204,011	3,762,315	46,001,949	36,601,000	9,400,949	46,578,136	
維入	母子寡婦福祉資金貸付金雜入	母子寡婦福祉資金貸付金雜入	696,933	101,006	0	595,927	582,147	4,830	8,950	33,300	13,030	20,270	616,197	訪問、電話等による督促を継続的に行つてないが、納入に至っていない。
	寡婦福祉資金貸付金雜入	寡婦福祉資金貸付金雜入	152,110	18,000	0	134,110	134,110	0	0	0	0	0	134,110	訪問、電話等による督促を継続的に行つてないが、納入に至っていない。
	計(節)		849,043	119,006	0	730,037	716,257	4,830	8,950	33,300	13,030	20,270	750,307	
	目 計		849,043	119,006	0	730,037	716,257	4,830	8,950	33,300	13,030	20,270	750,307	
合 計			45,457,789	7,550,565	0	37,907,224	30,927,118	3,208,841	3,771,265	46,035,249	36,614,030	9,421,219	47,328,443	

10 未収金回収促進のための取り組み状況調べ

取入科目			債権管理 事務取扱 要領の作 成の有無	取り組み状況	取り組み効果
目	節	細節			
衛生費負担 金	公衆衛生費 負担金	母子衛生費 負担金	無	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納者の生活状況に応じて家庭訪問の時間帯を設定し、督促徴収を行った。 ・滞納者の経済状況に応じて分納を提案した。 ・滞納者と連絡が取れないため実家を訪問し、母から状況を確認した。 ・電話では連絡が取れなかつた県外の滞納者についても訪問を実施した。 ・新たな滞納者が発生しないよう適宜納入状況を確認し、納入が遅れている者への働きかけを速やかに行った。 <p>平成25年3月31日現在 未収金 5件 66,500円 回収率 95.0%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・納入が遅れた者に対し、速やかに働きかけことで新たな滞納者はなかった。 ・定期的な家庭訪問、電話連絡により、納入に至った事例が増えた。

注1 雑入については、細節の欄に種別を記載すること。

- 2 督促手続の履行等法令に基づく措置以外に、未収金回収促進のために実施している取り組み及びその効果について、できるだけ具体的に記載すること。
- 3 必要に応じて資料を添付すること。

10 未収金回収促進のための取り組み状況調べ

収入科目			債権管理事務 取扱要領の作 成の有無	取り組み状況	取り組み効果
目	節	細節			
母子寡婦福祉 資金貸付金元 利収入	母子寡婦福祉 資金貸付金元 利収入	母子福祉資金貸 付金元利収入	有	<ul style="list-style-type: none"> ○課長、課長補佐も含む職員ごと に償還推進を担当する滞納者を 割り当てるとともに、勤務時間の特 例承認を活用して夜間等にも職場 や家庭を訪問する等、機動的かつ 辛抱強い償還促進活動を続けた。 ○関係全職員による償還担当者 会議を定期開催し、償還状況、滞 納者の生活状況等の情報共有を 図るとともに対応方針を周知徹底 し、組織的な徴収に努めた。 ○滞納者の生活状況に応じ、月賦 償還や口座振替の推進を行った。 ○新規の滞納が発生した場合、即 座に文書送付等を行い、新たな長期 滞納者の発生防止に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活状況等 を把握して連 帯借主や連帯 保証人に働き かけることによ り、これら連帯 債務者からの 償還につな がってきてい る。
		寡婦福祉資金貸 付金元利収入		<p>平成25年3月31日現在の状況</p> <p>【母子福祉資金貸付金元利収入】 未収金4,149件 42,265,184円 回収率50.0%</p> <p>【寡婦福祉資金貸付金元利収入】 未収金283件 4,312,952円 回収率29.8%</p> <p>【雑入(母子福祉資金貸付金)】 未収金236件 616,197円 回収率15.6%</p> <p>【雑入(寡婦福祉資金貸付金)】 未収金25件 134,110円 回収率 11.8%</p>	
雑入	母子寡婦福祉 資金貸付金元 利収入	母子福祉資金貸 付金 雜入	有	<ul style="list-style-type: none"> ○生活状況等 を把握して連 帯借主や連帯 保証人に働き かけることによ り、これら連帯 債務者からの 償還につな がってきてい る。 	
		寡婦福祉資金貸 付金 雜入			

11 不納欠損額調べ

該当なし

12 負担金、補助金、交付金及び委託料支出状況調べ

(1) 負 担 金

(平成25年3月31日現在)

予算科目	予算令達額	負担金の名称	支出先	負担率	(支出年月日) 支出金額	支出の根拠法令名等 (規約、要領等を含む)	備考
身体障害者 福祉費	円				円		
支出額が10万 円未満のもの	7,000				(H24.8.28) 7,000		
目 計	7,000				7,000		
知的障害者 福祉費							
支出額が10万 円未満のもの	8,000				(H24.8.23) 8,000		
目 計	8,000				8,000		
保健所費							
支出額が10万 円未満のもの	70,000				(H24.8.6 外) 70,000		
目 計	70,000				70,000		
合 計	85,000				85,000		

予算科目（老人福祉費）

① 国補分 該当なし

② 単県分

(平成25年3月31日現在)
(単位:円)

補助金等の名称 (補助金の創設年度)	支 付 先	間 接	補助対象 経費	実施計画承認又 は内示年月日	着手年月日	額の確定 年月日	支 出 の 状 況			備 考
				交付申請 年月日	完了年月日	検査 年月日	概算払 精算払 の別	支 出 年月日	金 額	
事 業 の 内 容			補助率及び 補助金額							
地域「支え愛」体制づくり 事業費補助金 高齢者や障がい者等 に対する日常的な「支 え愛」活動の体制づくり 支援 (平成23年度)	用瀬町社会 福祉協議会 外24件	一 部	38,556,600		—	H24.12.19 外	概算払	H24.6.22 外	24,501,600	
			(補助率:10/10) 38,556,600	H24.5.30 外	—	—		精算払	H25.2.15	3,500,000
				H24.6.14 外	H24.12.5 外	H24.12.12 外				
単 県 分 計									28,001,600	
表の補足説明	1 「交付申請年月日」及び「交付決定年月日」欄の()書きは、変更のあるものの当初の年月日である。 2 翌年度繰越分の期間・繰越事業費を「備考」欄に記載する場合の()書きは補助金相当額である。									

予算科目（児童福祉総務費）

① 国補分 該当なし

(平成25年3月31日現在)

(単位:円)

② 単県分

補助金等の名称 (補助金の創設年度)	交付先	間接	補助対象経費	実施計画承認又 は内示年月日	着手年月日	額の確定 年月日	支出の状況			備考	
				交付申請 年月日	完了年月日	検査 年月日	概算払 精算払 の別	支出年月日	金額		
事業の内容	鳥取福祉会	補助率及び 補助金額	4,770,000	交付決定 年月日	実績報告 年月日	審査・実地 調査年月日	概算	H24.7.31	1,575,000		
				(H24.5.28)	—	—					
			(定額補助) 4,770,000	H25.1.30	—	—		H25.3.1	3,195,000		
				(H24.6.5)	—	—					
産休等代替職員費補助 金	鳥取市 外1町 3団体	7,110,000	(定額補助) 7,110,000	H25.2.20	—	—	精算	H24.10.12	450,000		
				H24.5.31 外	—	—					
				H24.6.11 外	H24.9.28	—					
				H24.6.18	—	—					
届出保育施設運用事業 費助成事業補助金	鳥取市	300,000	(補助率:10/10) 300,000	H24.7.13	—	—	精算				
				H24.6.18	—	—					
				H24.7.13	—	—					
				H24.7.13	—	—					
多子保育料軽減子育て 支援事業費補助金	鳥取市 外4町	323,661,465	(補助率:1/3,1/10) 111,337,000	—	—	—	精算				
				(H24.6.22外) H25.3.15外	—	—					
				(H24.7.31外) H25.3.27外	—	—					
				H25.3.27外	—	—					
低年齢児受入保育所保 育士特別配置事業費補 助金	鳥取市 外3町	95,990,400	(補助率:1/2) 47,964,000	—	—	—	精算				
				H24.9.14外	—	—					
				H24.10.15外	—	—					
				H24.10.15外	—	—					
保育サービス多様化促 進事業費補助金	鳥取市 外4町	114,169,350	(補助率:1/3, 1/2) 39,925,000	—	—	—	精算				
				(H24.8.6外) H25.1.8外	—	—					
				(H24.8.20外) H25.1.21外	—	—					
				H25.1.21外	—	—					
災害遺児手当支給事業 費補助金	鳥取市 外2町	176,000	(補助率:1/2) 88,000	—	—	H25.3.15	精算	H25.3.21	1,000		
				H24.6.19外	—	—					
				H24.7.5外	H25.3.1	—					
				H24.7.5外	H25.3.1	—					
単県分計									5,221,000		
表の補足説明	1 「交付申請年月日」及び「交付決定年月日」欄の()書きは、変更のあるものの当初の年月日である。 2 翌年度繰越分の期間・繰越事業費を「備考」欄に記載する場合の()書きは補助金相当額である。										

(3) 交付金 該当なし

(4) 委託料

予算科目 (目)	国補 単県 の別	委託料の名称	委託契約 の相手方	当初契約		完了年月日 (契約年月日) 履行検査 年月日	支出の状況		備考
				予定価格 (契約年月日) 変更 (契約年月日) 契約額 (契約年月日) 期	契約間 期 間		支出 区分	支 出 年月日	
				(H24.4.1) 単価契約(覚書)	H24.4.1 ~ H25.3.31 (免除) 隨		精	H25.3.31	
身体障害者福祉費	単県	中央病院職員派遣業務委託	県立中央病院						
予定価格が 20万円未満 のもの									
目　　計									0
児童福祉施設費	単県	庁舎清掃委託	鳥取市千代水2丁目光リフテック(有)	18,007,500 (H24.4.1) 14,472,150 H27.3.31 (免除)	H24.3.26 指	H24.4.30外	精	H24.7.13外	1,304,501
予定価格が 20万円未満 のもの									
目　　計									0
公衆衛生総務費	国補	原子爆弾被爆者健康診断委託	鳥取市富安 (社)東部医師会	(H24.5.11) 単価契約 H25.3.31	(免除) 隨	H24.6.11外	精	H24.6.29外	1,304,501
予定価格が 20万円未満 のもの									
目　　計									0
結核対策費	国補	結核管理検診及び接触者健診委託	鳥取市江津 県立中央病院外51	(H24.4.1) 単価契約 H25.3.31	(免除) 隨	H24.3.21外	精	H24.4.13外	4,628,823
予定価格が 20万円未満 のもの									
目　　計									0
									4,628,823

予算科目 (目)	国補 単県 の別	委託料の名称	委託契約 の相手方	支出の状況						備考	
				当初 予定価格		契約 期間		入札等 年月日 (契約保証金 納付等年月日)			
				変更 (契約年月日) 契約額 (最終)	契約 期間	(契約年月日) 契約 額	契約 期間	年月日	金額 (円)		
精神衛生費	単県	精神障害者社会適応訓練事業 委託	鳥取市吉方町 水野商事(株)外2	(H24.4.1) 単価契約 H24.4.1~ H24.9.30	(H24.4.1) 単価契約 H24.9.30 (免除) 隨	H24.4.30外 (免除) 隨	H24.5.18外 H24.5.9外	H24.5.18外 H24.5.9外	270,000		
予定価格が 20万円未満 のもの											
目 計											
特定疾患対策 費	国庫	在宅人工呼吸器使用特定疾 患患者訪問看護治療研究事 業委託契約	鳥取市杉崎 訪問看護ステーション まさたみの郷	(H24.4.1) 単価契約 H25.3.31	(H24.4.1) 単価契約 H25.3.31 (免除) 隨	H24.5.1外 (免除) 隨	H24.5.10外 H24.5.10外	H24.5.22外 H24.5.10外	987,000	対象患者が利用	
予定価格が 20万円未満 のもの											
目 計											
生活習慣病予 防対策費											
予定価格が 20万円未満 のもの											
目 計											
健康づくり 推進事業費											
予定価格が 20万円未満 のもの											
目 計											

(平成25年3月31日現在) (単位:円)

予算科目 (目)	国補 単県 の別	委託料の名称	委託契約 の相手方	当初契約		入札等 年月日 (契約保証金 納付等年月日)	完了年月日	支出の状況			備考
				予定価格	(契約年月日) 契約額			支 出	支 出	金 額	
				変更 契約 (最終)	(契約年月日) 契約額	契約 期間		区分	年月日	(円)	
保健所費	単県	厅舍清掃業務委託	鳥取市千代水2丁目 光りフテック(有)	18,007,500	(H24.4.1) 14,472,150	H24.4.1～ H27.3.31	H24.3.26 (免除)	精	H24.7.13外		債務負担行為 H24～27 保健所費、児童福祉施設 費、鳥取看護専門学校費 は同一契約
予定価格が 20万円未満 のもの	単県	消防用設備点検委託	鳥取市田園町 (株)吉備総合電設	384,000	(H24.4.1) 378,000	H24.4.1～ H25.3.31	H24.3.29 (免除)	精	H24.4.30外	2,874,322	
目計										378,000	
鳥取看護専門 学校費	単県	厅舍清掃委託	鳥取市千代水2丁目 光りフテック(有)	18,007,500	(H24.4.1) 14,472,150	H24.4.1～ H27.3.31	H24.3.26 (免除)	精	H24.7.13外	3,487,301	債務負担行為 H24～27 保健所費、児童福祉施設 費、鳥取看護専門学校費 は同一契約
予定価格が 20万円未満 のもの										243,210	
目計										243,210	
合計										12,294,090	

13 工事請負費調べ

該当なし

14 財産に関する調べ

(1) 公有財産

ア 土地 該当なし

イ 建物

行政・普通財産の区分	機関設名又は 施設名等	所 在 地	前 年 度 末				本 年 度 異動状況				本年 度末 価額 (円)	備考
			面積 (m ²)	価額 (円)	増減 別	異動日	面積 (m ²)	価額 (円)	増減理由 登記年月日			
行政 財産	福祉保健局 本館	鳥取市江津 730	2,009.66	312,848,947	増加	H				H	2,009.66	312,848,947
	福祉保健局 車庫	鳥取市江津 730	355.86	39,785,139	減少	H				H	355.86	39,785,139
	福祉保健局 車庫	鳥取市江津 730	75.00	8,210,010	増加	H				H	75.00	8,210,010
計			2,440.52	360,844,096							2,440.52	360,844,096
合 計			2,440.52	360,844,096							2,440.52	360,844,096

ウ 山林

該当なし

エ 動産(船舶、浮標、浮桟橋、浮ドック、航空機)

該当なし

オ 物 権 該当なし

カ 無体財産権(特許権、商標権、実用新案権等) 該当なし

キ 有価証券 該当なし

ク 出資による権利 該当なし

(2) 金券類の受払状況

ア 金券の受払状況

(平成25年3月31日現在)

種 別	前年度末	本 年 度 中		本年度末	備 考
		購入額	使用額		
郵便切手及び郵便はがき	円 122,330	円 2,066,690	円 2,033,550	円 155,470	
図書カード	0	99,000	99,000	0	
合 計	122,330	2,165,690	2,132,550	155,470	

イ タクシーチケットの受払状況

(平成25年3月31日現在)

前年度末未使用枚数	本 年 度 中		本年度末	備 考
	購入枚数	使用枚数及び金額		
枚 23	枚 一	枚 2	枚 21	
		2, 700円		

(3) 債 権

(平成25年3月31日現在)

債 権 の 名 称	前 年 度 末		本 年 度 中				本 年 度 末	備 考		
	現 在 高		増		減					
	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数				
母子福祉資金貸付金	円 369,864,299	581	円 40,714,100	32	円 44,204,997	65	円 366,373,402	548		
寡婦福祉資金貸付金	15,130,629	20	2,720,000	2	1,764,296	0	16,086,333	22		
合 計	384,994,928	601	43,434,100	34	45,969,293	65	382,459,735	570		

15 財産の賃付け及び使用許可調べ

(1) 土地及び建物

ア 土 地

該当なし

イ 建 物

(平成25年3月31日現在)

行政・普通財産区分	賃付(使用許可) 的	所 在 地	数 又 面	貸 量 は 積	付 (使 用 許 可) 日	付 (使 用 許 可) 日	當初賃付 (使 用 許 可) 日	付 (使 用 許 可) 間	賃付(使用 料)(円)	賃付(使用 料)(円)	賃付(使用 料)(円)	備 考
									単価	本年 度の 賃付(使 用)料	住 氏	所 名
行政財産	環境省花粉自 動測定装置	鳥取市江津730	1.21	H24. 2. 20	H18. 1. 19	H24. 4. 1 ~H25. 3. 31		每鍛・年額	31,920	岡山市北区下石井1 4-1岡山第2合同 倉1階 中国四国地方環境事務 所長		
行政財産	事務室	鳥取市江津730	18.86	H24. 4. 1	H20. 3. 26	H24. 4. 1 ~H25. 3. 31		每鍛・年額	202,160	米子市東福原1丁目1 ~45 特定非営利活動法人鳥 取県事業振興センター		
計										234,080		
合計				20.07						234,080		

(2) 物品 該当なし

16 借受不動産明細調べ

区分	種別	借受(使用)目的	所在地	数量又は面積	契約の状況		借受先	備考
					契約書の有無	借受期間		
土地	宅地	東部総合事務所福祉保健局敷地	鳥取市江津 730	m ² 1,357.32	覚書 有	月額・年額 無制限	鳥取市江津730 鳥取県立中央病院 院長 日野理彦	
	計						0	
	合計						0	

17 職員住宅及び職員駐車場の管理状況調べ

- (1) 職員住宅 該当なし
 (2) 職員駐車場 該当なし

18 自動車（二輪を除く）の管理状況調べ

(平成25年3月31日現在)

車種	年式	登録番号	取得年月日	総走行キロ数	当該年度				備考
					稼働日数	(1ヶ月平均)走行キロ数	修理費等	修理の主な内容	
救急車	平成15年	鳥取800さ3224	H16.3.31	km 2,609	日 3	(60) km 180	円 28,099	6ヶ月点検 15,499円 1年点検 12,600円	
合計		1台					28,099		

19 寄付物件の受納状況調べ 該当なし

20 備品の処分状況調べ

(平成25年3月31日現在)

品名 (規格・銘柄)	数量	(保管換年月日) 取得年月日	耐用年数	取得価格	不用途決定年月日	不用とする理由	処分				備考
							売払棄却の別	売払方法・棄却理由	処分年月日	売払額・処分費用	
衛星携帯電話	1	H13.12.28	年 6	円 308,175	H25 .3.22	メール機能付の新機種に交換となったため	棄却	使用不能	H25 .3.22	円 —	
合計	1			308,175						—	

21 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ

(平成25年3月31日現在)

現金、有価証券又は物品名	数量	金額	出納員又は使用者職氏名	亡失、損傷年月日、時	同左場所	同左概要	報告年月日	会計局の審査結果
公用車 (鳥取580え 1515) リース車輛	1	円 34,650	副主幹 三田恵子	H24.7.6	岩美町	償還のため借主宅近くまで進入したが、道幅が狭くなつたため旋回しようとしたところ、車輛の左側のコンクリート立ち上がりに気づかず、車輛左側側面下部を損傷させた。	H24 .7.9	賠償責任なし
合計	1	34,650						

福祉保健事務所 共通個別事項

22 介護保険・介護サービス事業の状況

(1) 介護サービス事業者の指定等の状況

(単位：件)

(平成25年3月31日現在)

サービスの種類	前年度 未処理 件 数	当年度 指 定 申 請	現地調査 (申請内数)	当年度 廃止等	未処理 件 数	年 度 末 指 定 件 数				
						H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
①訪問介護(ホームヘルプサービス)	-	4	4 (4)	2	-	41	48	51	49	51
②訪問入浴介護	-	1	1 (1)	2	-	15	18	19	16	15
③訪問看護	-	3	3 (3)	1	-	9	11	11	12	14
④訪問リハビテーション	-	2	2 (2)	-	-	-	2	2	2	4
⑤居宅療養管理指導	-	1	1 (1)	-	-	-	2	2	2	3
⑥通所介護(デイサービス)	-	18	18 (18)	2	-	68	81	90	99	115
⑦通所リハビテーション(デイケア)	-		- (-)	-	-	7	7	6	6	6
⑧短期入所生活介護(ショートステイ)	-	2	2 (2)	-	-	13	14	14	14	16
⑨短期入所療養介護(ショートステイ)	-		- (-)	-	-	1	1	1	1	1
⑩特定施設入居者生活介護	-		- (-)	-	-	5	5	5	5	5
⑪福祉用具貸与事業	-	1	1 (1)	-	-	16	15	15	14	15
⑫特定福祉用具販売	-	1	1 (1)	-	-	15	14	15	14	15
⑬居宅介護支援事業	-	8	8 (8)	3	-	63	67	71	70	75
計(介護給付)	-	41	41 (41)	10	-	253	285	302	304	335
⑭介護予防訪問介護	-	4	4 (4)	3	-	39	47	50	48	49
⑮介護予防訪問入浴介護	-	2	2 (2)	2	-	12	15	16	13	13
⑯介護予防訪問看護	-	3	3 (3)	1	-	9	11	11	11	13
⑰介護予防訪問リハビテーション	-	2	2 (2)	-	-	-	2	2	2	4
⑲介護予防居宅療養管理指導	-	1	1 (1)	-	-	-	2	2	2	3
⑳介護予防通所介護	-	15	15 (15)	-	-	68	81	89	94	109
㉑介護予防通所リハビリテーション	-		- (-)	-	-	6	6	6		
㉒介護予防短期入所生活介護	-	2	2 (2)	-	-	13	14	14	14	16
㉓介護予防短期入所療養介護	-		- (-)	-	-	1	1	1	1	1
㉔介護予防特定施設入居者生活介護	-		- (-)	-	-	4	4	4	5	5
㉕介護予防福祉用具貸与	-	1	1 (1)	-	-	14	13	13	13	14
㉖特定介護予防福祉用具販売	-	1	1 (1)	-	-	15	14	15	14	15
計(予防給付)	-	31	31 (31)	6	-	181	210	223	217	242
【居宅サービス】										
小 計	-	72	72 (72)	16	-	434	495	525	521	577
㉗介護老人福祉施設	-	1	1 (1)	-	-	14	14	14	15	16
㉘介護老人保健施設	-	1	1 (1)	-	-	11	11	11	11	12
㉙介護療養型医療施設	-		- (-)	-	-	5	5	5	5	5
【施設サービス(介護給付)】										
小 計	-	2	1 (1)	-	-	30	30	30	31	33
合 計	-	74	35 (35)	16	-	464	525	555	552	610

(2) 介護保険・介護サービス提供事業者に対する指導監査の状況

《実地指導》

* 実施方針

- 「鳥取県介護保険施設等指導・監督実施要綱」に基づいて実施し、当年度から、保険者である各市町がオブザーバーとして同行することとし、保険者の目で事業所を点検してもらうと共に、各市町の指導監査のスキルの向上を図る。

* 対象事業所

- 介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容、過去の指導事例等をふまえ、実地指導を行うことが必要と認められる事業所等。

- 通報・苦情・相談等に基づく情報等により、確認及び指導を要すると認めるサービス事業者等。

* 当年度重点指導事項

- 人員面、設備及び運営基準の遵守について、基準等を適切に理解したうえで、基準に沿った事業実施がなされているか。（対象事業所全部）
- 加算・減算の算定を正しく行っているか。（対象事業所全部）
- 非常災害対策について。（通所介護事業所、入所施設）
- 業務管理体制（実地指導対象事業所のうち昨年度実施した法人を除く）

《集団指導》

* 対象施設の選定方針

- 介護保険事業の要である居宅介護支援事業所について昨年度に引き続き実施する。
- 近年集団指導・実地指導とも行っていない通所介護事業所。

* 当年度重点指導事項

- 平成23年度に行った実地指導及び書面監査の結果をふまえ、人員面、運営面、介護報酬の算定方法等について、基準等を適切に理解したうえで、基準に沿った事業実施がなされているか。

《営利法人書面監査》

* 対象施設の選定方針

- 「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」において示された、「平成20年度から平成24年度までの5年間で営利法人が運営する全ての介護保険施設等に対し監査を実施」という方針に基づき、前年度までに書面監査を行っていない、営利法人が運営する事業所すべて。

* 当年度重点指導事項

- 人員面、設備及び運営基準の遵守について、基準等を適切に理解したうえで、基準に沿った事業実施がなされているか。

(単位：施設、件) (平成25年3月31日現在)

区分	指 導 施設数	改善指導事項		主 な 指 導 事 項 の 概 要
		施設数	件 数	
実地指導	55	34	65	<ul style="list-style-type: none"> 設備・備品に関する記録を整備すること。(20件) 従業員の雇用契約等の写しを全員分保管すること。(10件) 職員を適切に配置すること。(5件) 非常災害に関する訓練を定期的に行うこと。(4件) 定員超過でサービスを提供している日があったので、定員を遵守すること(3件)
集団指導	48	—	—	
書面検査による監査	61	2	8	<ul style="list-style-type: none"> 営業日（定休日）が変更されているにもかかわらず、変更届が提出されていなかったので、早急に提出すること(8件)
実地検査による監査	6	3	27	<ul style="list-style-type: none"> 介護職員等の職員を人員基準どおりに適切に配置すること。(4件) 居宅介護支援事業所との連携を図ること。(2件) 管理者が常勤とは認められないで、常勤の管理者を配置すること(2件) 契約書等事業所に保管することが義務づけられている書類が作成・保管されないものがあったので、適時に作成し、関係者へ必要な説明を行ったうえ、適切に保管すること。(2件) 各種マニュアルについて、適切なマニュアルを作成し、職員へ周知すること。(1件) 他

2.3 障害福祉サービス事業の状況

サービスの種類	前年度 未処理 件 数	当年度 指 定 申 請	現地調査 (申請内数)	当年度 廃止等	未処理 件 数	年度末指定件数				
						H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
①居宅介護		3	(3)	3		36	33	34	35	35
②重度訪問介護		3	(3)	2		32	29	29	30	31
③行動援護			()	1		4	3	4	4	3
④療養介護		1	(1)			1	1	1	1	2
⑤生活介護		1	(1)			4	6	9	12	13
⑥児童デイサービス			()			5	7	8	9	9
⑦短期入所			()			10	10	10	10	10
⑧重度障害者等包括支援			()							
⑨共同生活介護			()			8	8	8	8	8
⑩自立訓練（機能訓練）			()						1	1
⑪自立訓練（生活訓練）			()	1		2	3	4	5	4
⑫就労移行支援	3	(3)	1			1	2	3	6	8
⑬就労継続支援 A型	4	(4)	1			3	5	7	11	14
⑭就労継続支援 B型	9	(9)				13	27	33	39	48
⑮共同生活援助			()			9	9	9	10	10
計（指定障害福祉サービス事業者）	24	(24)	9			128	143	159	181	196
⑯障害者支援施設	2	(2)					3	4	6	8
うち生活介護	1	(1)					2	4	6	7
自立訓練（機能訓練）		()						1	1	1
自立訓練（生活訓練）	1	(1)					1	2	2	3
就労移行支援	2	(2)								2
⑰旧法施設支援						12	10	5	0	0
うち旧身体障害者更生施設						1	1			
旧身体障害者療護施設						1	1			
旧身体障害者授産施設						1	1	1	0	0
旧知的障害者更生施設						5	3	1	0	0
旧知的障害者授産施設						4	4	3	0	0
旧知的障害者通勤寮										
計（指定障害者支援施設）						12	13	9	6	8
⑱相談支援				6		5	5	6	6	0
⑲地域移行支援	3									3
⑳地域定着支援	3									3
合 計	32	(28)	15			145	161	174	193	210

注 ⑯障害者支援施設の内訳は、サービスの種類ごとに計上しているため一致しない。

(2) 障害福祉サービス提供事業者に対する指導監査の状況

* 対象施設の選定方針

- 施設（身体・知的）及びサービス事業所は、実地を3年に1回と集団指導を隔年で交互に行う。
- 前年度に新規開設した事業所及び施設。

* 当年度重点指導事項

- 市町村に対して利用契約の報告、利用者への給付費の支給通知など書面での適正処理が行われているか。
- 適切な支援計画及びサービス提供記録の作成が行われているか。
- 報酬改訂による新規加算及び変更等届出の適正な事務処理が行われているか。

(単位：施設、件) (平成25年3月31日現在)

区分	指 導 施設数	改善指導事項		主な指導事項の概要
		施設数	件 数	
実地指導	44	42	224	・利用者に係る契約をしたときは、受給者証記載事項を市町村に対し、遅滞なく報告すること。（居宅系事業所4件、就労系事業所5件） ・法定代理受領により市町村から介護給付費の支給を受けた場合は、利用者に給付額を文書通知すること（居宅系事業所1件、就労系事業所5件）
集団指導	109	0	—	・自己点検シートを使用した講義形式による指導を行った。

24 心と女性に関する相談状況（心と女性の相談室対応分を含む。） 該当なし

25 障がい者福祉の状況

(1) 身体障がい者福祉の状況

ア 身体障害者手帳交付状況 (単位: 件) (平成25年3月31日現在)

区分	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語・ そしゃく 機能障害	肢体不自由	内部障害	計
H20年度	33	53	9	413	247	755
H21年度	28	54	6	413	264	765
H22年度	22	55	6	360	239	682
H23年度	20	50	7	379	219	675
H24年度	17	62	10	367	269	725

ア' 身体障害者手帳交付状況 (所持者数) (単位: 件) (平成25年3月31日現在)

区分	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語・ そしゃく 機能障害	肢体不自由	内部障害	計
H20年度	1,073	1,518	142	6,839	2,446	12,018
H21年度	1,077	1,500	134	6,849	2,530	12,090
H22年度	1,030	1,434	130	6,749	2,559	11,902
H23年度	1,005	1,425	133	6,755	2,558	11,876
H24年度	981	1,426	133	6,759	2,648	11,947

イ 特別障害者手当等認定請求処理状況 該当なし

(2) 知的障がい者福祉の状況

ア 療育手帳交付状況 (単位: 件) (平成25年3月31日現在)

区分	A (重度)		B (中・軽度)		計
	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	
H20年度	145	613	261	963	1,982
H21年度	139	629	266	1,010	2,044
H22年度	135	641	260	1,063	2,099
H23年度	125	651	255	1,095	2,126
H24年度	111	654	263	1,124	2,152

イ 当年度の療育手帳交付等内訳 (単位: 件) (平成25年3月31日現在)

区分	前年度末 現 在	年度中の移動内訳			年度中の変更		当年度末 現 在
		新規交付	転 入	転出・返還	18歳に 達した場合	障害程度	
A (重 度)	18歳未満	125	4		1	-21	4
	18歳以上	651	3	1	29	21	7
B (中・軽度)	18歳未満	255	43	2	1	-32	-4
	18歳以上	1,095	37	4	37	32	-7
計		2,126	87	7	68		2,152

(3) 精神障がい者福祉の状況

ア 精神障がい者の状況 (単位:件、人) (平成25年3月31日現在)

区分	通報 届出 件数	入院患者数		自立支援医療(精神通院) 受給者証所持者数	手帳所持者数
		措置 入院	医療保護 入院		
H20年度	35	4	485	2,348	1,738
H21年度	22	5	467	3,641	1,830
H22年度	28	4	432	4,100	1,953
H23年度	27	1	422	4,371	2,066
H24年度	42	2	405	4,717	2,204

イ 精神保健福祉相談事業の状況

(単位:人、事業所)

(平成25年3月31日現在)

区分	面接相談		電話相談		訪問指導		社会適応訓練状況			
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	委託 事業所数	利用者数	実人員	延人員
H20年度	77	175	122	676	165	400	5	8	14	
H21年度	52	100	119	773	110	274	7	8	11	
H22年度	54	124	167	917	102	350	5	6	8	
H23年度	50	99	138	974	106	258	3	3	6	
H24年度	52	87	113	562	84	203	3	3	3	

2 6 児童福祉の状況

(1) 児童福祉施設等に対する指導監査の状況

* 対象施設の選定方針

①実地監査

施設等に立ち入り、実地に調査を実施することとし、その対象は次表のとおりとする。

対象	実施割合	備考
市町	原則1年に1回	
母子生活支援施設、届出保育施設等	1年に1回	
公立保育所	3年に1回	
私立保育所、児童館	2年に1回	最近の監査において、文書指摘が3回以上続いている施設は、実施割合に関わらず対象とする。

②書面監査

実地監査を実施しない場合においては、監査調書の提出による書面監査を実施する。

※ただし、監査対象施設の規模及び前回の指導監査の結果等を考慮した弾力的な指導監査を行うことができる。

* 当年度重点指導事項

①前回の指導監査における指摘項目

②児童福祉施設における最低基準等の遵守状況の確認

- ア 施設の危険防止への配慮（高い場所にある物の落下・家具類の転倒の防止のための対策、修繕・撤去等の措置）
- イ 災害等非常時に備えた対応（避難訓練計画の作成・届出・実施、防犯訓練の実施）
- ウ 職員配置の状況（早朝・夕刻時の有資格保育士）
- エ 感染症対策（衛生管理や注意喚起など発生予防への対策、全職員及び医療機関との連携）

③児童福祉施設における財務管理状況の確認

- ア 経理規程に沿った会計処理（現金収入の金融機関への預入れ）

イ 運営費の使途（簿外経理の有無）

ウ 保育所運営費の弾力運用の有無と整合性（弾力運用の方法が適正か）

④各種通知等により遵守が求められている事項の確認

被措置児童等の権利擁護と施設内虐待の未然防止及び虐待が発生した場合の通報体制の確立（入所施設のみ）
(単位：施設、件) (平成25年3月31日現在)

区分	保育所					児童館					町村指導の有無	主な指導事項		
	施設数	実施件数		指導件数		施設数	実施件数		指導件数					
		実地	書面	施設数	件数		実地	書面	施設数	件数				
鳥取市	48	11	37	6	11	14	8	6			一	・途中入所の乳幼児について、入所児の健康診断を実施すること。（保育所2件）		
岩美町	3	1	2			2	1	1			一			
若桜町	1		1			一	一	一	一	一	一			
智頭町	2	2		2	2	2	1	1	1	1	一			
八頭町	12	4	4	1	1	2	1	1	1	1	一			
計	66	18	44	9	14	20	11	9	2	1				

注 「町村指導の有無」欄は、指導を実施した町村に「○」を記入すること。

(2) 母子世帯の施設入所状況 該当なし

2 7 母子及び寡婦福祉業務の状況

(1) 母子自立支援員活動状況 該当なし

(2) 母子自立支援プログラム策定員活動状況 該当なし

(3) 母子福祉資金に関する貸付・償還等の状況

(平成25年 3月31日現在)

(単位:円) 貸付状況

区分	新規付定分			継続分			貸付実行計			貸付不承認人 数(A-B)
	貸付申込		貸付決定	当年度貸付		人数	金額	人數	金額	
	人数	金額	(B)	人数	金額	(C)	人數	金額	(D)	
事業開始資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業継続資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修学資金	15	9,198,000	15	9,198,000	15	9,198,000	41	24,130,000	56	33,328,000
技能習得資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修業資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就職支援資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療介護資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活資金	1	960,000	1	960,000	1	960,000	0	0	1	960,000
住宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就学支度資金	15	6,336,100	15	6,336,100	13	5,376,100	0	0	13	5,376,100
結婚資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特例児童扶養資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	31	16,494,100	31	16,494,100	29	15,534,100	41	24,130,000	70	39,664,100
区分	前年度貸付残高 (A)	本年度 貸付額 (B)	本年度 貸付額 (C)	調定期類 (D)	収入額 (E)	不納欠損額 (F)	償還免除額 (G)	収入未済額 (H)	本年度未 到來分 (A+B-C)	本年度未 償還期 分 (I)
元金	過年度分	39,743,579	6,924,658	0	0	0	0	32,818,921	17.4	
	現年度分	44,204,997	35,212,952	0	0	0	0	8,992,045	79.7	
利子	過年度分	83,948,576	42,137,610	0	0	0	0	41,810,966	50.2	
	現年度分	490,364	36,592	0	0	0	0	453,772	7.5	
合計	小計	32,231	31,785	0	0	0	0	446	98.6	
その他	合計	522,595	68,377	0	0	0	0	454,218	13.1	
		84,471,171	42,205,987	0	0	0	0	42,265,184	50.0	

$$A = (\text{前年度末償還期未到来分}) + (\text{過年度分調定期}) = (369,864,299+1,050,000) + (39,743,579) = 410,657,878$$

(4) 寡婦福祉資金に関する貸付・償還等の状況

貸付状況 (単位:円) (平成25年 3月31日現在)

区分	貸付規分						貸付実行状況			
	新貸付申込		貸付決定		当年度貸付		継続貸付		貸付合計	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人數	金額
事業開始資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業継続資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修学資金	2	1,472,000	2	1,472,000	2	1,472,000	2	1,248,000	4	2,720,000
技能習得資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修業資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就職支援資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療介護資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修学支度資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
結婚資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特例児童扶養資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	2	1,472,000	2	1,472,000	2	1,472,000	2	1,248,000	4	2,720,000
区分	前年度末貸付残高(A)	本年度貸付額(B)	調定期(C)	収入済額(D)	不納欠損額(E)	償還免除額(F)	本年度未収入未済額(C-D-E-F)	本年度未到來分(A+B-C)	本年度未償還期分(D+C)	回収率(%)
元金				4,304,323	457,278	0	0	3,847,045		10.6
利子				1,764,296	1,355,838	0	0	408,458		76.8
合計	19,434,952	2,720,000	6,068,619	1,813,116	0	0	4,255,503	16,086,333	29.9	
過年度分				70,480	13,031	0	0	57,449		18.5
現年度分				425	0	0	0	0		0
過年度分				70,905	13,456	0	0	57,449		100.0
現年度分				6,139,524	1,826,572	0	0	4,312,952		19.0
小計										
合計										29.8
その他										

$$A = (\text{前年度末償還期未到来分}) + (\text{過年度分調定期}) = (15,130,629+0)+(4,304,323)=19,434,952$$

29 社会福祉法人等に対する指導監査の状況

* 対象施設の選定方針

平成24年度指導監査において、以下の項目に該当する法人は、実地監査を実施する。

- ①「鳥取県社会福祉法人一般監査区分分類要領」(平成19年6月25日付第200700039165号鳥取県福祉保健部長通知。以下「分類要領」という。) 第3条に基づきA区分に分類された法人のうち、4年に1回の実施頻度を考慮し、今年度実地監査を行うこととされた法人
- ②分類要領第9条に基づきB区分に分類された法人のうち、2年に1回の実施頻度を考慮し、今年度実地監査を行うこととされた法人
- ③分類要領第9条に基づきC区分に分類された法人
- ④分類要領第8条第2項に基づき一般監査を実施することとされた法人
- ⑤法人の運営及び施設運営等において、特に指導が必要と認められる法人

* 指導監査実施体制

(1) 一般監査は、原則として職員2名以上で行う。

(2) 特別監査は、原則として一般監査及び社会福祉施設監査等において、不適正な会計処理等、法人運営に重大な問題を有する場合、あるいは、文書指摘等の改善が必要な事項において、これまで指導を行っているにもかかわらず、指導に従わず改善が認められない場合等に、随時実施することとする。

特別監査は、少なくとも職員3名以上で行い、所管課等の職員と連携を密にするとともに、所管課等の職員と協働し情報共有を図りながら、それぞれの所管課の監査で把握した問題点等の実態解明を図るものとする。

(3) 法人の資産規模、所管施設数、財務状況、これまでの監査結果を踏まえるなど総合的に勘案し、必要に応じて、法人指導監査専門員(公認会計士・弁護士)の随行による指導監査を実施する。

(4) 法人指導監査専門員(公認会計士・弁護士)の随行による監査の実施に当たっては、一般監査(実地)、特別監査及び社会福祉施設監査等のいずれの監査においても、随行を妨げるものではない。

* 当年度重点指導監査事項

平成24年度重点項目等

- ①理事会の開催状況(理事・理事会の適正な運営の確保の状況)
- ②評議員会の開催状況(評議員会の役割と審議の状況)
- ③監事監査の実施状況(監事監査における業務執行状況)
- ④公益通報者保護及びコンプライアンス(法令遵守)の体制整備の状況
- ⑤会計事務処理の適正化の状況
- ⑥理事(長)、その親族及びその親族の関連会社と法人との取引、賃貸借等の契約の状況
- ⑦法人本部と施設間における資金異動の状況
- ⑧法人運営の透明性の確保のための情報公開の推進等

(単位:施設、件)(平成25年3月31日現在)

区分	指導施設数	改善指導事項		主な改善指導事項の概要
		施設数	件数	
社会福祉施設	—	—	—	—
市町村社会福祉協議会	3	3	30	・役員報酬規程に定めのない一時金を支払っている。支給する必要があるものは、規程の改正を行った上で支払うこと。(1件) ・評議員の欠員が2年以上続いているので早急に選任すること。(1件) ・経理規程に定める諸帳簿について作成がされていないものがあるので作成すること。(2件)

30 健康に関する事業の実施状況

(1) 健康づくり文化創造事業

事業概要	成 果	今後の課題
○健康づくり応援施設・応援団支援事業 運動・食事・禁煙について、県民の健康づくりを支援する施設または店舗を認定し、その取組を情報発信することにより、県民の関心を喚起し、地域において健康づくりに取り組みやすい環境を整えようとするもの。	・応援施設認定数(H24年度認定) 運動： 2 (0) 食事： 47 (15) 禁煙・分煙： 393 (37) ・応援団認定数(H24年度認定) 運動： 1 団体 12名 (0) 食事： 1 団体 882名 (0) 禁煙・分煙： 0	<運動> ・健康運動指導士等の団体と連携し、認定数の増加を目指す。 <食事> ・禁煙施設と併せて勧奨する <禁煙> ・引き続き飲食店の理解を求めながら勧奨を継続する。 ・医療機関、公的機関の100%認定を目指す。 ・認定施設と連携し、効果的な情報発信を行う。
○世界禁煙デーキャンペーン とっとり喫煙問題研究会等と共に、たばこの害について普及啓発するとともに、禁煙について考える機会となるようキャンペーンを実施した。 日時：5月27日（土） 場所：イオンモール鳥取北 内容：パネル展示、禁煙相談、肺年齢チェック、呼気中一酸化炭素濃度測定、啓発物配布バルーンアート、貯金箱作成等	・子ども向けのコーナーを設置したので、買い物途中の家族連れ等が足を止めて展示を見たり、相談、測定をする等、多くの県民にたばこについて考えただく機会となった。 ・禁煙相談に併せて、初めてニコチンパッチの処方（無料）を行い、禁煙のきっかけとなった。	・事前PRを効果的に行い、より多くの県民に参加していただけるようにする工夫が必要である。
○糖尿病予防対策連携強化事業 より効果的に事業が推進できるよう、東部地域の市・町が事業紹介、情報交換等を行った。 参加者：医師、保健師、栄養士、歯科衛生士等 <第1回> 日時：5月18日（火） 内容：①情報交換及びグループワーク ②講演 <第2回> 日時：12月26日（水） 内容：①情報提供 ②事例発表及び事例検討	・これまで、他市町の事業について知る機会が無かったため、「具体的な取組を聞き参考になった」という意見が多かった。 ・グループワークでは保健指導のあり方、事業の企画、医師との連携等について意見交換しながら、じっくり考える良い機会となった。	・糖尿病対策を進める上で、医療等との連携は重要であるため、地区医師会、地区歯科医師会、検診機関等、関係者が参加して、継続的に協議する機会を設ける必要がある。

(2) 女性の健康づくり支援事業

事業概要	成 果	今後の課題
○健康相談 女性が一人で悩まず、身近な機関として気軽に相談できるよう実施した。 方法：保健師による面接、電話相談 相談件数：410件 (思春期4件、不妊385件、妊娠16件、その他5件)	・不安の軽減に努め、必要な方は、専門機関への相談・受診勧奨を行った。 ・「妊娠・出産等相談カード（孕育て応援課作成）」の配布により、妊娠・出産についての相談が増加した。	・特に、望まない妊娠・出産に係る相談は対応に苦慮するケースも多いため、相談対応者のスキルアップが必要である。

(3) 母子保健事業

事業概要	成 果	今後の課題
○未熟児等訪問指導事業 養育医療申請者、出生体重2,000g以下の児を対象に面接・訪問を通して育児支援を行う。 申請時面接：25件 退院前面接：実24件 延25件 訪問：実36件 延43件	・保護者の不安、児の疾病等に合わせて継続訪問を実施し、乳幼児健診で市町につながるまでの間を主にフォローした。 ・ハイリスクケースについては、早期から市町保健師と情報共有し、必要に応じて同伴訪問を行い連携を図った。	・平成25年度から本事業が市町に移譲されるため、円滑に事業が推進できるよう支援する必要がある。

(4) 思春期保健事業

事業概要	成 果	今後の課題
<p>○性に関する健康問題ワーキング 思春期の健康問題の一つである性の問題（人工妊娠中絶・性感染症）について、関係者による情報交換や課題の共有及び意見交換を行い、解決に向けた具体的な施策の検討と連携を推進する。</p> <p>実施日：平成25年2月15日 参加者：14名</p>	<ul style="list-style-type: none"> 参加者それぞれの機関、立場での具体的な取組、課題等について理解を深め、共通認識することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 人工妊娠中絶は、10代のみならず20～30代でも多い状況が続いている等思春期以外の健康問題もある。このため、ワーキングの取組方針を再検討し、その方針に沿った参加者を決定していく必要がある。

(5) 母子医療給付状況 (単位：件)

区分	申請件数(継続)
養育医療	26
自立支援医療（育成医療）	91

(6) 不妊治療費助成金交付事業

(単位：件)

申請件数	交付決定件数
385	385

(7) 食育推進普及事業

事業概要	成 果	今後の課題
<p>○食育地域ネットワーク強化事業 <幼児の心と体を育てるクッキング活動実践モデル事業></p> <p>①実践研修会</p> <p>【導入編】 日程：8月27日（月） 対象：食生活改善推進員31名 内容：講演、ロールプレイ、グループワーク</p> <p>【実践編】 日程：11月5日（月） 対象：モデル事業実施スタッフ7名 内容：講話、情報交換</p> <p>②モデル事業</p> <p>対象：鳥取市立用瀬保育園 社会福祉法人鳥取福祉会松保保育園</p> <p>③実践報告会</p> <p>日程：2月27日（水） 対象：保育所・幼稚園・学校関係者、食育推進団体、食品事業者等約80名 内容：講演、活動発表、展示</p> <p><圏域食育推進ネットワーク交流会・会議> ネットワーク交流会 クッキング活動実践報告会に併せて開催。</p>	<ul style="list-style-type: none"> モデル施設での実践は、スタッフみんなが手探りな感もあったが、手法の効果や改善点の発見が多く、またどちらの施設でも活動が継続できており、今後、より効果的な活動に進展していくことが期待できる。 報告会での講演内容、活動発表は参加者に好評であり、事業の趣旨がよく伝わっていた。 <ul style="list-style-type: none"> 交流会には様々な組織・機関から参加者が集まり、活動の情報交換ができた。今後、連携した活動に期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> モデル施設を継続的に支援するとともに、実践者からの情報を他施設へも発信する等により普及に努めたい。 手法の普及に併せて、スタッフの確保と資質向上を図る必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> 総合事務所の関係部署とつながりが持てず、健康づくりのための食育に限った取組しかできなかった。各分野それぞれの役割を果しながら食育を推進していくためには、関係部署との連携体制を構築する必要がある。

(8) 歯科保健事業

事業概要	成 績	今後の課題
<p>○新歯科保健対策（8020運動）推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東部地域歯科保健推進協議会 地域における歯科保健機関が相互に連携して情報交換を行い、歯科保健対策の効果的方法等の検討を行う。 委員数：14名 開催：1回 ・東部地域歯科保健関係者研修会 地域歯科保健事業の推進基盤となる人材育成のための研修会を開催し、8020運動の推進を図る。 開催回数：1回 内容：テーマ「フッ化物洗口」 講演、見学、モデル事業説明 ・親子のよい歯のコンクール（第一次審査） よい歯の親子を表彰することで、8020運動の推進を図る。 表彰：最優秀賞2組、優秀賞5組 →最優秀組は県審査（第二次審査）へ推薦 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種歯科健診結果や関係機関の歯科保健実施状況等を基に今後の歯科保健の取組について協議検討を行った。 ・各委員がライフステージにおける課題を共通認識し、今後の具体的取り組みについて確認できた。 ・見学を実施したことで、実際の流れが理解でき安全にできる体制が実感できた。 ・東部推薦の父子、母子の組が県審査において知事表彰を受賞した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・フッ化物洗口事業の実施施設が少ないため、保育所への働きかけを継続するとともに、保育所実施率100%の町については、学童期への取り組みの方策について検討が必要である。 ・成人期、特に働き盛りの歯周疾患検診の受診率が低く、歯科対策が薄いため、職域との連携強化が必要である。 ・在宅で口腔ケアのできる人材育成が必要である。 ・圏域の課題や事業の推進状況を十分に考慮して研修テーマを決定するとともに、必要に応じて関係機関と連携しながら企画する。 ・各市町における対象者の選出及びPR方法について検討する必要がある。
<p>○健口食育プロジェクト事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健口キッズ支援コース 保育士等が発達途上にある幼児の口腔機能向上をさせるための遊びを理解し、日々の保育で実践する力を養い、園児によく噛んで食べる習慣を促すことで幼児の口腔機能向上を目指す。 モデル園数：5園（園児数：131名） 内容：①事前・事後アンケート調査 ②口腔機能研修会（保育士・保護者） ③お口を使った遊びの実地指導（15回） ④関係者連絡会の開催（2回） ・健口的メタボ予防コース ゆっくり噛み、味わって食べることが早食いを防ぎ、肥満予防に効果があることから、ひとつくち30回以上よく噛むことの効用を普及し、健全な食生活の定着を図る。 内容：研修会の開催（1回） 参加者：食生活改善推進員等（43名） テーマ：よく噛むことと全身との関係 講師：歯科医師 実習：歯科衛生士 ・食べ方ヒヤリハット防止コース 誤嚥・窒息事故が起きやすい高齢者等について、食べ物による窒息のヒヤリハット事例を通して窒息事故の防止を支援する。 内容：研修会の開催（2回） 対象：介護職員等 ①テーマ：高齢者の口腔機能について 講師：歯科医師 参加者：46名 ②テーマ：高齢者の誤嚥・窒息について 講師：言語聴覚士 参加者：72名 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業後、すべての園がよく噛んで食べるようになったと園児の変化を認識しており、口腔機能や遊びについての理解を園児を含めて保育士、保護者、地域等で認識することができた。 ・咀嚼力判定ガムを機能評価に使用することで、約半数の児の咀嚼力が向上していることが確認できた。 ・参加者自身は元より地域活動を担う職種への知識の普及へ結びつき、今後の活動場面へ活かせる内容であった。 ・講話に併せて実習をすることで、デンタルフロスの普及率を向上するきっかけとなつた。 ・共催実施をした町の広報等により、広く地域へ周知できた。 ・参加者多数でニーズの高さが伺えた。 ・研修内容について、約9割の方がよくわかったと回答しており、誤嚥、窒息についての専門的知識を深めることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・口腔機能を理解し、遊びの実践ができる人材の育成や継続実施をするために保育士等のモチベーションが維持できるような支援が必要である。 ・圏域全体に普及させるためには、保育指針や計画への項目設定が必要である。 ・成人期をターゲットにしたテーマや対象者の選定に検討が必要である。 ・介護事業所等の増加に伴い、新人職員に対する教育が必要である。 ・基本的知識の普及に併せて実技指導も必要である。 ・参加率アップのためには、年度当初に計画を立て、効果的に情報提供する必要がある。

(9) がん対策推進事業

※「主な事業に関する調べ」に記載

(10) 医療相談対応等状況

(単位：件) (平成 25年 3月31日現在)

相談件数	相談内容（重複あり）					
	治療	薬剤	接遇	料金	事故	その他
23	9	3	7	4	3	5

3.1 医療施設等の検査等の状況

(1) 医療関係施設の立入検査の状況

* 対象施設の選定方針

病院：2年に1回実施する。なお、前年度検査で文書指摘のあった病院についても実施する。

診療所：有床診療所は3年に1回（療養病床がある場合は2年に1回、無床診療所は5年に1回実施する。）

また、開設時に実施する。

* 検査実施体制

病院：医師1名、保健師1名、薬剤師1名、放射線技師1名、栄養士1名、事務1名

診療所：薬剤師1名、放射線技師1名、事務1名（有床診療所については保健師1名）

* 当年度重点検査事項

診療所・歯科診療所が自己点検した点検表を県が書類審査することをもって、医療法第25条に基づく報告の徴収としての取扱とすることとなっており、立入検査とは別に、書類審査も取り入れ実施した。

書類審査による医療施設 45件（一般診療所：36ヶ所、歯科診療所9ヶ所）

(単位：施設、件) (平成25年3月31日現在)

区分	対象施設数	検査施設数	不備事項件数等		不備事項等の概要				
			処分等件数					主な不備事項等の概要	
			施設数	件数	処分	告発	指導		
病院	14	11	11	21			21	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療法の届・申請の未提出 ・ 職員の健康診断漏れ ・ 歯科医師数不足 ・ 医療機器の点検不備 	
一般診療所	183	5	5	5			5		
歯科診療所	110	2	2	3			3		
衛生検査所	4	4							
その他									
合計	311	22	18	29			29		

(2) 薬事監視の状況

* 対象施設の選定方針

・平成24年度薬事関係監視目標により実施

* 検査実施体制

・薬事、毒物劇物監視員（2名）

* 当年度重点検査事項

(薬事法) ①量販店・テナント店における薬剤師の管理状況等の監視

②員数不足の薬局に対する指導 ③いわゆる健康食品等の広告取締・事前指導

(毒物劇物取締法) ④農業用毒物劇物販売業者の立入検査 ⑤毒物劇物業務上取扱者の指導の強化

⑥販売業者における法定遵守事項の徹底

(単位:施設、件) (平成25年3月31日現在)

区分	対象施設数	検査施設数	違反等の件数等		違反事項等の概要					主な不備事項等の概要	
			施設数	件数	処分等件数			始末書			
					施	件	処分				
医薬品	薬局	97	58	1				1		<ul style="list-style-type: none"> ・無承認無許可医薬品販売 薬局1件 ・管理者義務違反 卸1件 ・無許可営業 卸1件 ・取扱い責任者不在 農業用品販売1件 ・譲受書記載事項不備 農業用品販売2件 	
	製造業	専業	1	0							
	薬局	14	8								
	製造販売業	専業	1	0							
	薬局	14	8								
	一般販売業	0									
	卸売販売業	25	19	2				2			
	店舗販売業	48	42								
	薬種商販売業	3	1								
	特例販売業	1	0								
医薬部外品	配置販売業	6	1								
	配置従事者										
	業務上取扱施設										
	製造業										
化粧品	製造販売業										
	販売業										
	業務上取扱施設										
	製造業	1									
医療機器	製造販売業	1									
	販売業										
	業務上取扱施設										
	製造業	3	2								
	製造販売業	2	2								
	高度医療機器販売等	104	54								
毒物劇物	管理医療機器販売等	439	65								
	修理業	16	1								
	業務上取扱施設										
	製造業	2	1								
	一般販売業	141	72								
農業用毒物	農業用品販売業	39	17	3	3			1			
	特定品目販売業	1									
	業務上取扱者	2									
	合計	961	351	6	3			4			

3.2 感染症等に関する業務の状況

(1) 結核予防の状況

ア 結核登録者の状況

(単位：人) (平成25年3月31日現在)

区分	本年度中登録				本年度中登録除外					年度末登録数	
	新規	再登録	転入	計	観察不要	死亡	転症	転出	その他		
H20年度	39(3)	1(0)	0(0)	40(3)	33	8	6	2	6	55	76
H21年度	40(5)	1(0)	2(0)	43(5)	21	13	1	3	1	39	80
H22年度	46(11)	1(0)	0(0)	47(11)	27	19	2	1	3	52	75
H23年度	56(29)	0(0)	1(0)	57(29)	14	10	5			29	103
H24年度	62(27)	1(0)	0(0)	63(27)	14	9	1	5		29	137

イ 結核患者接触者健康診断、結核登録者精密検査実施状況 (単位：人) (平成25年3月31日現在)

区分	実施機関名	受診人員	ツバルクリン反応	胸部X線撮影者数	赤沈検査者数	かくたん検査者数		クレインツフェルト検査者数	被発見者数	
						とまつ	培養		結核(確定例)	潜在性結核感染症
接触者健診	保健所									
	委託	675	73	306		5	5	351		3
	その他	338		117				267	1	13
	計	1,013	73	423		5	5	618	1	16
・対象人数：1,067人						・受診率：94.9%				
結核登録者精密検査	保健所									
	委託	77		77		3	2			
	その他	56		56						
	計	133		133		3	2			
・対象人数：156人						・受診率：85.3%				
計	保健所									
	委託	752	73	383		8	7	351		3
	その他	394		173				267	1	13
	計	1,146	73	556		8	7	618	1	16
・対象人数：1,223人						・受診率：93.7%				

(2) 感染症の発生等の状況 (結核を除く)

(単位：件、人) (平成25年3月31日現在)

区分		発生状況			疫学調査件数			集団発生件数	備考
		件数	患者数	死亡者数	調査件数	調査人数	検査件数		
3類	細菌性赤痢	1	1		1	3	5	()	
3類	腸管出血性大腸菌感染症	4	7		4	37	49	3()	
4類	つつが虫病	2	2		2	2		()	
4類	日本紅斑熱	1	1		2	2	4	1()	
5類	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	6	3	3	6	6		()	
5類	梅毒	2	2					()	
5類	麻しん				4	4	12	()	
5類	風しん	3	3		2	2	9	1()	
5類	インフルエンザ	33	1,180	2	33	6,087		686(33)	
5類	マイコプラズマ肺炎	1	9		1	16		(1)	
5類	感染性胃腸炎	7	156		7	887	15	36(7)	
	計	60	1,364	5	62	7,046	94	727(41)	

注(1) 集団発生件数は、内数である。

(3) エイズ及び性感染症の相談・検査の状況

(単位：人) (平成25年 3月31日現在)

区分	エイズ			梅毒			クラミジア感染症			合計			
	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	
相談	電話	9	4	13	1	1	2	1	2	3	11	7	18
	来所												
(迅速検査再掲) 検査	(112) 157	(47) 83	(159) 240	94	67	161	97	69	166	348	219	567	

(4) 肝炎の相談・検査・治療費助成の状況

(単位：人) (平成25年 3月31日現在)

相談件数	検査件数 (医療機関分再掲)	肝炎治療特別推進事業		
		肝炎治療受給者証交付申請件数 (新規件数再掲)	肝炎インターフェロン・核酸アログ製剤 治療費申請件数	
5	54 (1)	366件 (122件)	21件	

(5) 感染制御地域支援ネットワーク事業実施状況

(単位：人) (平成25年3月31日現在)

件数	感染制御相談					回数：11 内容： ○ネットワーク会議 1回 ○情報交換会 4回 ○準備会 6回	回数：1回 内容： ○結核について ○感染症に対する標準予防策実技指導		
	相談区分（重複あり）								
	感染症全般	感染症事例	感染管理組織	環境管理	その他				
12	3	3	4	2					

3 3 原爆被爆者健康手帳交付者及び手当受給者の状況

(単位：人) (平成25年3月31日現在)

区分	健康手帳 交付者数	手 当 受 給 者 数				
		医療特別 手 当	特別手当 手 当	健康管理 手 当	保健手当	介護手当
H20年度	149		2	125	6	1
H21年度	144	2	2	119	5	
H22年度	130	2	2	106	5	
H23年度	123	2	1	102	4	
H24年度	118	2	1	98	4	

3 4 難病患者の状況

(単位：人) (平成25年 3月 31日現在)

区分	特定疾患 認定者数	鳥取県特定 疾患訪問看 護治療研究 事業対象患 者(※1)	小児慢性 特定疾患 認定者数	難病患者 医療相談 者数 (※2)
H20年度	1,099	1	158	77
H21年度	1,143	1	157	46
H22年度	1,211	1	154	59
H23年度	1,290	1	173	22
H24年度	1,335	1	175	114

注(1) (※1) 鳥取県特定疾患（在宅人工呼吸器使用患者）訪問看護治療研究事業の対象患者を記載（再掲）

(2) (※2) 相談会等への参加者数を記載

3 5 身体障害者更生相談所に係る定期相談等の実施状況

(単位：回数、人) (平成25年3月31日現在)

区分	定期相談			巡回相談		
	計画回数	実施回数	相談者数	計画回数	実施回数	相談者数
H20年度	39	33	267	1	—	—
H21年度	37	36	268	1	—	—
H22年度	39	36	263	—	—	—
H23年度	39	36	277	—	—	—
H24年度	39	37	280	—	—	—
内訳	整形	24	24	165	—	—
	耳鼻科	12	12	114	—	—
	眼科	3	1	1	—	—
	内科	—	—	—	—	—

3 6 身体障害者更生相談所に係る相談内容及び判定の状況

(単位：件) (平成25年3月31日現在)

実人員	相談内容(延)								判定内容(延)				
	更生医療	補装具	身体障害者手帳	職業	施設	生活	その他	計	医学的判定	心理学的判定	職能的判定	その他判定	計
来所	419	208	295	14	—	—	—	517	517	—	—	—	517
巡回	10	—	6	—	—	—	4	10	4	—	—	—	4
電話等	26	11	15	—	—	—	—	26					
合計	455	219	316	14	—	—	4	553	521	—	—	—	521

3 7 知的障害者更生相談所に係る障害程度別の相談状況

(単位：件) (平成25年3月31日現在)

区分	軽度	中度	重度	最重度	発達障害	その他	合計
H20年度	69	60	22	33	—	2	186
H21年度	96	41	31	22	—	—	190
H22年度	87	53	28	30	—	2	200
H23年度	92	61	27	32	—	1	213
H24年度	100	58	34	26	—	—	218

3 8 知的障害者更生相談所に係る相談内容及び判定の状況

(単位：件) (平成25年3月31日現在)

実人員	相談内容(延)								判定内容(延)				計	
	施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計	医学的判定	心理学的判定	職能的判定	その他判定	
来所	277	—	—	—	—	—	222	91	313	36	186	—	—	222
巡回	36	—	—	—	—	—	32	4	36	—	32	—	—	32
電話等	1	—	—	—	—	—	6	—	6					
合計	314	—	—	—	—	—	260	95	355	36	218	—	—	254

3 9 意見、要望等

(1) 業務に関する意見・要望等 該当なし

(2) 監査委員事務局に関する要望等 該当なし

